

令和7年度宮崎県障がい者芸術文化支援センター運営業務委託 企画提案競技実施要領

1 事業の目的

障がい者の芸術文化活動を支援する地域の拠点として、宮崎県障がい者芸術文化活動支援センターを設け、芸術文化活動を行う障がい者やその家族、障害福祉サービス事業所等に対する相談支援、活動を支える人材の育成、関係者間の連携強化による支援体制の整備等の業務を行うことにより、障がい者の芸術文化活動の一層の推進を図るものである。

2 委託の内容

別添「宮崎県障がい者芸術文化支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

4 契約上限額

6,148,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 社会福祉法人その他の法人格をもつ団体であること。
- (3) 委託業務に係る実績を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (4) 障がい者アートの作品展示についての企画、調整並びに実施等を行うことができる者であること。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 役員等（法人の場合はその役員又はその支店もしくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

令和7年2月26日（水）	公告
令和7年3月 6日（木）	質問受付締切
令和7年3月12日（水）	企画提案競技参加申込書の提出締切

令和7年3月17日（月） 企画書等提出期限
令和7年3月21日（金）頃 結果通知

8 企画提案競技について

（1）質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書（様式1）によりファックス又は電子メールで令和7年3月6日（木）午後5時まで受け付ける。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。なお、質問への回答は、軽微なものを除き、一括して取りまとめの上、全参加者に書面（電子メール）にて連絡する。

（2）参加申し込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式2）をファックス又は電子メールで令和7年3月12日（水）午後5時までに提出すること。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

（3）提出書類

①提出物 全てA4サイズ、片面印刷で作成してください。

ア 企画提案書（様式3）

イ 団体概要（様式4）

ウ 見積書（様式任意）

・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

エ 団体の約款又は寄付行為（様式任意）

オ 団体の役員等名簿（様式任意）

カ 直近の団体の事業報告書（様式任意）

キ 直近の団体の財務諸表・監査結果報告書（様式任意）

※提出物はクリップ止めし、原本1部、コピー5部を提出ください。

②提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限 令和7年3月17日（月）午後5時まで

イ 提出先 みやざき文化振興課文化振興担当

ウ 提出方法 持参又は郵送

9 審査方法・基準

（1）審査方法

企画提案競技方式とし、提出された企画提案書について審査を行い、最も優れた提案を選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点が満点の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。

（2）審査基準

① 相談支援体制の確保

（相談受付体制、方針）

- ② 芸術文化活動を支援する人材の育成
(人材育成機会の具体性、研修内容)
- ③ 関係者のネットワーク構築
(参加者募集の実効性、自力実行性、実績)
- ④ 活動への参加機会の提供
(イベントの企画内容と実効性)
- ⑤ 情報収集・発信
(情報収集体制、発信力)
- ⑥ 認知度向上
(企画実行性、実績、協力体制)
- ⑦ その他県の文化に関する事業への協力
(専門的な知見による協力体制)
- ⑧ センター事業の収支計画書
(費用対効果が高く、適正な執行が見込まれるもの)
- ⑨ 団体にすること
(事業実施体制、進行管理体制、個人情報の管理体制、過去の実績等)
- ⑩ 経済性

10 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

11 契約締結の方法

- (1) 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で契約上限額の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 その他留意事項

- (1) 本件企画提案協議は、その契約に係る予算が議決となり、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生ずる。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、概算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

14 書類提出及び問い合わせ先

住 所	宮崎市橘通東2丁目10番1号
担 当	宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 文化振興担当
電 話	0985-26-7099
F A X	0985-32-0111
電子メール	miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp